て、 整法施行令 労働関係 て公表します。 次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第一 調整法 (昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項と労働関係 同条第 項 兀 の規定に基づい 項 \mathcal{O} 規定に基 調

令和三年三月二十二日

埼玉県. 知 事 大 野 元

裕

争議行 為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

労働諸条件 \mathcal{O} 改善及 び不利益変更の撤回に 0 1 て \mathcal{O} 要求に関する件

三

日時

令和三年三月二十九 日 以 降、 問 題解決に至るまでの 期 間、 連 日 又は短時間行う

兀

別表に掲げる労働組 合の 組合員が従事する職場

五. 概要

同盟罷業及び怠業を含むあらゆる争議行為を行う

別 表

			;	川口病院支部と東帝地区本帝・小原	下地区以下济生会労働組					労働組合名 執行委
				明						執行委員長名
診センター	川口総合病院健	部埼玉県済生会	賜財団済生会支	社会福祉法人恩		川口総合病院	部埼玉県済生会	賜財団済生会支	社会福祉法人恩	する職場
			一 五	埼玉県川口市西川口五—一				一 五	埼玉県川口市西川口五—一	所 在 地